

○電気設備の技術基準の解釈の一部改正について (20130215商局第4号) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正	現行														
<p>【太陽電池発電所等の電線等の施設】(省令第4条)</p> <p>第46条 太陽電池発電所に施設する高圧の直流電路の電線(電気機械器具内の電線を除く。)は、高圧ケーブルであること。ただし、取扱者以外の者が立ち入らないような措置を講じた場所において、次の各号に適合する太陽電池発電設備用直流ケーブルを使用する場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 導体は、断面積 <u>60 mm²</u>以下の別表第1に規定する軟銅線又はこれと同等以上の強さのものであること。</p> <p>四 絶縁体は、次に適合するものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 厚さは、46-1表に規定する値を標準値とし、その平均値が標準値以上、その最小値が標準値の90%から0.1mmを減じた値以上であること。</p> <p style="text-align: center;">46-1 表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>導体の公称断面積 (mm²)</th> <th>絶縁体の厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2以上14以下</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>14を超え38以下</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td><u>38を超え60以下</u></td> <td><u>1.0</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ (略)</p> <p>五・六 (略)</p> <p>2 (略)</p>	導体の公称断面積 (mm ²)	絶縁体の厚さ (mm)	2以上14以下	0.7	14を超え38以下	0.9	<u>38を超え60以下</u>	<u>1.0</u>	<p>【太陽電池発電所等の電線等の施設】(省令第4条)</p> <p>第46条 太陽電池発電所に施設する高圧の直流電路の電線(電気機械器具内の電線を除く。)は、高圧ケーブルであること。ただし、取扱者以外の者が立ち入らないような措置を講じた場所において、次の各号に適合する太陽電池発電設備用直流ケーブルを使用する場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 導体は、断面積 <u>38 mm²</u>以下の別表第1に規定する軟銅線又はこれと同等以上の強さのものであること。</p> <p>四 絶縁体は、次に適合するものであること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 厚さは、46-1表に規定する値を標準値とし、その平均値が標準値以上、その最小値が標準値の90%から0.1mmを減じた値以上であること。</p> <p style="text-align: center;">46-1 表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>導体の公称断面積 (mm²)</th> <th>絶縁体の厚さ (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2以上14以下</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>14を超え38以下</td> <td>0.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ (略)</p> <p>五・六 (略)</p> <p>2 (略)</p>	導体の公称断面積 (mm ²)	絶縁体の厚さ (mm)	2以上14以下	0.7	14を超え38以下	0.9
導体の公称断面積 (mm ²)	絶縁体の厚さ (mm)														
2以上14以下	0.7														
14を超え38以下	0.9														
<u>38を超え60以下</u>	<u>1.0</u>														
導体の公称断面積 (mm ²)	絶縁体の厚さ (mm)														
2以上14以下	0.7														
14を超え38以下	0.9														